

○上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例

昭和48年3月30日

条例第11号

改正 昭和49年3月30日条例第17号

昭和58年3月31日条例第3号

昭和59年12月20日条例第42号

昭和62年3月25日条例第11号

平成3年12月24日条例第47号

平成5年6月22日条例第34号

平成7年3月27日条例第22号

平成7年9月29日条例第50号

平成8年3月28日条例第15号

平成8年6月26日条例第35号

平成9年3月27日条例第19号

平成9年6月25日条例第40号

平成9年8月22日条例第44号

平成10年6月23日条例第38号

平成11年3月24日条例第22号

平成12年12月20日条例第56号

平成12年12月20日条例第61号

平成13年6月19日条例第44号

平成14年9月30日条例第43号

平成15年3月27日条例第13号

平成16年12月21日条例第208号

平成17年3月29日条例第27号

平成18年3月31日条例第21号

平成19年3月30日条例第13号

平成19年6月21日条例第122号

平成21年3月27日条例第19号

平成21年6月16日条例第43号

平成22年3月26日条例第15号

平成23年3月22日条例第11号

平成24年3月26日条例第15号  
平成24年9月28日条例第39号  
平成25年6月20日条例第40号  
平成28年3月23日条例第26号  
平成30年3月26日条例第18号  
平成31年3月26日条例第10号  
令和2年3月26日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、妊産婦及び子どもの医療費を助成することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに資するとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって母子保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 子どもの親権者又は後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (3) 医療費 医療保険各法に規定する療養に要した費用（健康保険法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）及び医療保険各法に規定する指定訪問看護に要した費用（健康保険法第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）をいう。
- (4) 自己負担額 医療費から医療保険各法に規定する保険給付及び法令等により国又は地方公共団体が負担する額並びに医療保険各法に規定する薬剤の支給に係る一部負担金の額を控除した額をいう。
- (5) 一部負担金 次に掲げる額をいう。
  - ア 医療保険各法に規定する療養のうち入院に係るもの以外のもの（以下「通院等に係る療養」という。）を受ける場合は、保険医療機関等（医療保険各法に規定する薬局

を除き、同一の保険医療機関等における歯科診療及び歯科診療以外の診療は診療ごとにそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。イにおいて同じ。)ごとに1日につき530円。ただし、当該受診日の自己負担額が530円に満たない場合は、当該自己負担額

イ アの規定にかかわらず、通院等に係る療養を受ける者が同一の月に同一の保険医療機関等において当該療養を5回以上受ける場合で5回目以降のときは、1日につき0円

ウ 医療保険各法に規定する療養のうち入院に係るものを受ける場合は、保険医療機関等ごとに1日につき1,200円

エ 医療保険各法に規定する指定訪問看護を受ける場合は、指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円

(6) 入院時食事療養標準負担額 医療保険各法に規定する食事療養標準負担額(健康保険法第85条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額)をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例に定める助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に定める要件を満たす妊産婦(以下「対象妊産婦」という。)及び子ども(以下「対象児」という。)の保護者とする。

(1) 上越市内に住所を有すること。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない世帯に属すること。

(4) 次に掲げる子ども以外の子どもの保護者にあつては、市が重度の障害者に対して行う医療費の助成を受けることができないこと。

ア 出生した日から満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子ども

イ 満6歳に達した日以後の最初の4月1日から満12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子どものうち市町村民税非課税世帯に属する子ども

(5) 前号ア又はイに掲げる子ども以外の子どもの保護者にあつては、市がひとり親家庭等に対して行う医療費の助成を受けることができないこと。

(受給資格証の交付申請)

第4条 前条に規定する助成対象者で、助成を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に受給資格証の交付申請をしなければならない。

(受給資格証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その受給資格を確認し、その者（以下「受給資格者」という。）に対し、受給資格証を交付するものとする。

（医療費等の助成）

第6条 市長は、受給資格者が医療費につき自己負担額を支払わなければならない場合又は支払った場合において、当該支払額から一部負担金の額を控除して得た額（妊産婦並びに第3条第4号ア及びイに掲げる子どもの保護者である受給資格者にあつては、当該支払額）を助成する。

2 市長は、受給資格者が、対象妊産婦又は対象児のうち標準負担額減額認定証の交付を受けている者について入院時食事療養標準負担額を支払わなければならない場合又は支払った場合において、当該支払額を助成する。

3 第1項の規定にかかわらず、助成額の決定に際し、受給資格者が助成対象期間内に発生した天災その他不可抗力と認められる災害により財産について著しい損害を受けた場合等であつて、一部負担金を負担することが困難と市長が認めるときは、当該一部負担金に相当する額を助成することができるものとする。

（助成の申請）

第7条 受給資格者が前条に規定する助成を受けようとする場合は、市長に申請しなければならない。ただし、同条第3項に該当しない場合で県内の保険医療機関等（医科、歯科、薬局又は指定訪問看護事業者に限る。）において対象妊産婦及び対象児が療養又は指定訪問看護を受けるときは、当該保険医療機関等での受給資格証の提示により市長に対する申請を要しないものとする。

（助成額の決定）

第8条 市長は、前条本文の規定による申請があったときは、速やかに助成額を決定するものとする。

2 市長は、前条ただし書に規定する場合には、審査支払機関の通知により助成額を決定するものとする。

（助成対象期間）

第9条 医療費等の助成の対象となる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 対象妊産婦 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出をした日の属する月の翌月の初日から出産した日（流産又は死産した場合を含む。）の属する月の翌月の末日まで

(2) 対象児 出生した日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給資格者が第三者から対象妊産婦又は対象児の医療費等に関し損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度において助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費等の助成を受けた者があるときは、助成を打ち切り、かつ、その者から、その助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(市町村合併に伴う特例)

2 平成17年1月1日前に旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村、旧三和村及び旧名立町の区域に住所を有していた者で、この条例に相当する医療費の助成に関する条例等（以下「旧条例等」という。）に基づく助成対象者であったものの同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、この条例の規定にかかわらず、旧条例等の定めるところによる。

附 則（昭和49年条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、既に妊娠の届出をしていた対象妊産婦又は対象乳児の保護者で、この条例による改正後の上越市妊産婦及び乳児の医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに助成対象者となるものの助成対象期間の始期は、新条例第8条の規定にかかわらず、この条例施行の日とみなす。

附 則（昭和58年条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和58年3月31日以前に改正前の上越市妊産婦及び乳児の医療費助成に関する条例の規定により、助成対象者となった妊産婦に係る医療費助成については、第6条第1項中「助成対象額の2分の1の額」とあるのは「助成対象額」とし、第6条第2項ただし書は、適用しないものとする。

附 則（昭和59年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の上越市妊産婦及び乳児の医療費助成に関する条例の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（昭和62年条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の上越市妊産婦及び乳児の医療費助成に関する条例の規定により、受給資格者となった妊産婦に係る施行日以後における第6条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成3年条例第47号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる食事療養に係る助成について適用し、同日前に行われた食事療養に係る助成については、なお従前の例によ

る。

- 3 健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号。以下「法」という。）の施行前における社会保険各法に規定する看護の療養のうち付添看護については、法附則第4条第1項及び第2項、第12条、第17条、第47条第2項及び第3項並びに第49条第2項及び第3項の規定に基づき、引き続き療養の給付とみなして助成する。

附 則（平成7年条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定訪問看護について適用する。

附 則（平成8年条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療及び食事療養に係る助成について適用し、同日前に行われた医療及び食事療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年8月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第19号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第6条の規定は、平成9年4月1日以後に行われる医療に係る助成について適

用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年条例第 4 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 0 年条例第 3 8 号）

この条例は、平成 1 0 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年条例第 2 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 6 条及び第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 2 年条例第 5 6 号）

この条例は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年条例第 6 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 3 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 3 年条例第 4 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 3 年 9 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 6 条及び第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 4 年条例第 4 3 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。



附 則（平成 15 年条例第 13 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年条例第 208 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 27 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年条例第 21 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年条例第 13 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年条例第 122 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成に

については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年条例第 19 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年条例第 43 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年条例第 15 号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条及び次項の規定 平成 22 年 4 月 1 日

(2) 第 2 条及び附則第 3 項の規定 平成 22 年 9 月 1 日

（適用区分）

2 第 1 条の規定による改正後の第 6 条の規定は、前項第 1 号に定める日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の第 6 条の規定は、附則第 1 項第 2 号に定める日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年条例第 11 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年条例第 39 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 3 条の規定は、平成 24 年 9 月 1 日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年条例第 40 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条の改正規定 公布の日

(2) 第 9 条の改正規定及び次項の規定 平成 28 年 9 月 1 日

（適用区分）

- 2 改正後の第 9 条の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年条例第 18 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 3 条及び第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助

成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年9月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第3条、第6条及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例第3条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。